

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 日本電信電話株式会社 代表取締役社長 澤田 純

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【報告義務発生日】 平成30年12月10日

【提出日】 平成30年12月17日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 みなし共同保有者の減少
単体株券等保有割合の1%以上の増減
保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
証券コード	8933
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本電信電話株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和60年4月1日
代表者氏名	澤田 純
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社等グループ会社の株式保有および株主としての権利行使ならびに助言、あっせんその他の援助、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと、新事業の開拓等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日本電信電話株式会社 経営企画部門 担当部長 庄子 尚宏
電話番号	03-6838-5121

(2)【保有目的】

--

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年12月10日現在）	V	329,120,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		67.30

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成30年12月10日	普通株式	221,481,500	67.30	市場外	処分	NTT-SH 株式会社	現物 出資

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	NTT - SH株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年8月29日
代表者氏名	黒田 勝己
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	会社の株式又は持分の保有

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日本電信電話株式会社 経営企画部門 担当部長 庄子 尚宏
電話番号	03-6838-5121

(2)【保有目的】

発行者に対し、発行者を提出者2の完全子会社とすることを目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

具体的には、提出者2は、発行者の会社法第179条第1項に規定する特別支配株主として、同法第2編第2章第4節の2の規定により、発行者の株主（発行者及び提出者2を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の発行済普通株式の全部を売り渡すことを請求する予定です。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	313,335,982		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 313,335,982	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		313,335,982
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月10日現在)	V	329,120,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		95.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		27.91

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成30年11月27日	普通株式	91,854,482	27.91	市場外	取得		1,680円
平成30年12月10日	普通株式	221,481,500	67.30	市場外	取得		現物出資

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	154,315,529
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成30年12月10日、221,481,500株を現物出資により取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	154,315,529

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 日本電信電話株式会社
2. NTT-SH株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	313,335,982		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 313,335,982	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		313,335,982
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月10日現在)	V	329,120,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		95.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		95.20

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
日本電信電話株式会社	0	0.00
NTT-SH株式会社	313,335,982	95.20
合計	313,335,982	95.20